

## 明和町ふるさと大使設置要綱

### (設置)

第1条 明和町の魅力を情報発信するとともに、明和町の知名度アップとイメージアップを図るため、明和町ふるさと大使（以下「ふるさと大使」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 ふるさと大使は、次に掲げる事項を担うものとする。

- (1) 明和町の魅力や良さを積極的に紹介する。
- (2) 明和町の各種情報の収集にあたり、東京圏と明和町の橋渡しに努める。
- (3) 明和町の特産品及び歴史、文化等の広報宣伝活動を行う。
- (4) その他、明和町のイメージアップのため各種協力を行う。

### (委嘱)

第3条 ふるさと大使は、次に掲げる者の中から本人の同意を得て、町長が委嘱する。

- (1) 明和町出身者又はゆかりのある者で町外に在住している者
- (2) 日本国内の各界・各分野において活躍しているとともに、明和町の振興及びイメージアップに資する活動が期待できる者及び団体
- (3) その他町長が特に必要と認める者及び団体

### (任期)

第4条 ふるさと大使の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 町長は、ふるさと大使が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) ふるさと大使から辞任の申出があったとき。
- (2) ふるさと大使としての適格性に欠けたとき。

### (報酬等)

第5条 ふるさと大使に対する報酬は支給しない。

2 ふるさと大使に対しては、その活動に資するため、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 町の広報紙及びその他刊行物
- (3) その他町長が必要と認めたもの

### (庶務)

第6条 ふるさと大使に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。